

# 平成 15 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

岩手県環境生活部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項に基づき施設の設置者から報告があった、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定結果について、法第 28 条第 4 項に基づき公表します。

## 1 自主測定結果

各施設に係る自主測定結果の報告状況は、次のとおりです。

### 【自主測定結果の報告状況】

測定対象媒体	測定対象施設数	自主測定報告施設数	未測定	自主測定実施率(%)
排出ガス	153	146	7	95.4
排出水	6	6	0	100.0
ばいじん等	153	144	9	94.1

#### 排出ガスに係る自主測定結果

測定結果は、0.0～21ng -TEQ/m<sup>3</sup> の範囲であった。2 施設が基準を超過していた。（基準値：平成 12 年 1 月 15 日以降に設置された施設（新設施設）1～5 ng -TEQ/m<sup>3</sup>、平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設（既存施設）1～10ng -TEQ/m<sup>3</sup>）

基準を超過した施設については、改善指導を行い、県においても、平成 16 年度中に排ガス測定を実施し、改善がなされているかを確認中。

#### 排出水に係る自主測定結果

測定結果は、0.0010～0.52 pg -TEQ/L の範囲であり、全て排出基準地以下であった。（基準値：10 pg -TEQ/L）

#### ばいじん等に係る自主測定結果

測定結果は、0.0～32 ng -TEQ/g の範囲であった。（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準値 3 ng -TEQ/g の適用を受ける施設のうち同値を上回った施設は 8 施設あったが、法で認められている溶融固化処理等により適正に処理された。）

処理基準値：ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量を基準以内とするように処理しなければならない基準値

## 2 自主測定を実施していない施設

法第 28 条第 1 項又は第 2 項に基づく自主測定を実施していなかった施設は次のとおりであった。

排出ガス関係 7 施設（内訳：年度途中から休止 2 施設、未測定 4 施設、その他 1 施設）

ばいじん等の関係施設 9 施設（内訳：年度途中から休止 2 施設、未測定 4、廃油専焼焼却炉等のためばいじん等の排出量が微量であり測定対象資料の発生なしが 2 施設、その他 1 施設）

## 3 今後の対応

測定を実施していない施設の設置者に対し、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう重ねて督促するなどの指導をする。

引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等により、できるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をする。

#### 4 その他

自主測定結果の一覧表（平成 15 年度分）は、別添のとおりであり、また、環境保全課（全県分）及び各地方振興局保健福祉環境部（管内分）に備え、縦覧に供しています。